

事務連絡
令和6年3月1日

保護者 各位

西原町役場こども課

幼児教育・保育無償化のための申請について

平素より本町の保育行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和6年4月1日時点で満3歳を迎えている児童について、「保育を必要とする理由」に該当する場合は保育料無償化の対象となります。

つきましては、別添「保育を必要とする理由」をご確認の上、該当する場合は期限内に書類を提出くださいますようお願いいたします。

なお、「保育を必要とする理由」に該当しない場合は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

記

1 対象施設等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

2 対象児童および月限度額

西原町に住民票を有する3～5歳児クラスの児童（月限度額37,000円）

3 提出書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（対象児童1名につき1部）
- ② 保護者の要件（保育を必要とする理由）の確認書類 ※別添参照
- ③ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ※認可保育施設等への申込をしていない場合

4 提出場所 西原町役場こども課

5 提出期限 令和6年3月29日（金） ※4月1日付認定開始分。以降、随時受付。

6 留意事項 記入もれ、書類不備は受付できません。十分にご確認ください。

※令和6年度の西原町の認可保育施設等の利用で待機となっている児童については、本申請が省略できる場合がありますので、下記までご連絡ください。

西原町役場こども課 保育所係
TEL 098-945-5311

【保育を必要とする理由】

- ・要件書類は、保護者・18歳以上65歳未満の同居者は1名につき1つ必要です。
（例：両親が共働きの場合、父と母の両方の就労証明書が必要です。）
- ・「★」は町指定の様式です。西原町ホームページからダウンロードできます。
- ・「写し」の書類については、A4サイズでコピーしてください。
- ・各種証明書の有効期限は3ヵ月です。

理由・状況など		必要書類
就労	勤務（月64時間以上）	★就労証明書
	自営業など	★就労証明書 拳証資料の「写し」（開業届、税申告書）
妊娠・出産	産前2ヵ月、産後4ヵ月	親子健康手帳の「写し」（出産予定日の記載があるもの）
疾病	病気療養中	★診断書
障がい	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの「写し」
介護など	看護・介護にあっている	★看護（介護）状況申立書 看護・介護を受けている方の診断書などの写し
災害復旧	災害復旧にあっている	罹災証明書
求職活動	求職活動中	★求職申立書 ハローワークカードの「写し」
就学	就学または職業訓練中	在学証明書など
みなし育休	育休対象児の家庭保育	★みなし育休に係る申立書 親子健康手帳の「写し」（出産日の記載があるもの）

※みなし育休…2歳児未満の育休対象児の家庭保育のため、すでに認可外保育施設等を利用して
いる児童について認定を行います。